

◎新潟県病院局告示第7号

新潟県個人情報保護条例（平成17年新潟県条例第2号）第25条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定める告示（平成17年12月16日新潟県病院局告示第5号）の一部を次のように改正し、平成24年12月11日以後に実施する試験等から適用する。

平成24年12月11日

新潟県病院事業管理者 江口孝雄

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所	口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の項目		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容			試験等の名称	開示する内容		
(略)	(略)	(略)	病院局総務課	(略)	(略)	(略)	病院局総務課
職員採用選考考査（専門看護師に係るもの）	総合ランク	合格発表日から1か月間		職員採用選考考査（専門看護師に係るもの）	総合ランク	合格発表日から1か月間	
職員採用選考考査（病院事務に係るもの）	第1次考査の不合格者に係る第1次考査の種目別得点及び総合ランク	第1次考査の合格発表の日又は合否通知の日から1か月間					
	第2次考査受験者に係る第1次考査の種目別得点及び総合ランク並びに第2次考査の種目別得点及び総合ランク	最終合格発表の日又は最終合否通知の日から1か月間					
職員採用選考考査（任期付職員）	第1次考査の不合格者に係る第1次考査の種目別得点及び総合ランク	第1次考査の合格発表の日又は合否通知の日から1か月間					
	第2次考	最終合格					

	査受験者 に係る第 1次考査 の種目別 得点及び 総合ラン ク並びに 第2次考 査の種目 別得点及 び総合ラ ンク	発表の日 又は最終 合否通知 の日から 1か月間					
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)